

議案第 20 号

公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程の一部を改正する規程の制定について

公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程の一部を改正する規程を次のように定める。

なお、この規程は、平成30年第1回青森市議会定例会において、「青森市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」が可決した場合に限り、制定するものである。

公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程の一部を改正する規程

平成30年 月 日
規程第 号

公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程（平成21年規程第81号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。